

議第24号 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和2年4月1日に実施予定の事務を所管する組織の変更等の機会を捉え、支給対象者となる職員が所属する組織を条例で規定している特殊勤務手当について、当該組織を限定せず、従事した業務内容により支給するよう、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものを対象とする手当であり、その勤務した実績に応じて支給するものです。

条例で定める特殊勤務手当のうち、収納業務等職員手当、社会福祉業務手当、清掃業務等職員手当、下水処理等業務手当及び夜間特殊業務手当の五つの手当については、支給対象者を条例に規定する組織（課）に所属する職員に限定していますが、特殊勤務手当は、職員が従事した勤務の内容により支給するものであることから、この度の機構改革による当該各手当に係る組織の変更及び業務の移管の機会を捉え、所属する組織を限定する規定を削除し、他の特殊勤務手当と同様に、従事した勤務の内容により支給するよう規定を見直します。

なお、呉市事務組織規則（平成27年呉市規則第23号）において、各課が所掌する事務の内容を規定していることから、所属する組織を限定する規定を削除することで、支給を受ける職員の範囲が変更することはありません。

【参考】機構改革に伴う特殊勤務手当に係る事務を所掌する組織の変更

手当名	改正後の該当条項	当該手当に係る事務を所掌する課（現在）	当該手当に係る事務を所掌する課（機構改革後）
下水処理等業務手当	第15条第1項第1号	環境管理課	環境政策課
夜間特殊業務手当	第17条第1項	総務課	管財課

3 施行期日

令和2年4月1日